



ふくおか教育月間イメージキャラクター
「ミライル」

福岡県子ども読書推進計画（第四次）概要



子どもにとって読書は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）

本計画は、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進するため、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定に基づき、本県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を定めるものです。

計画期間は、令和5年度からおおむね5年間です。

令和5年12月 福岡県教育委員会

これまでの成果と課題

【成果（例）】

○学校における読書環境の充実

学校図書館図書標準を達成している学校	平成30年度	令和4年度	国が定めた学校図書館の蔵書冊数の標準である「学校図書館図書標準」を達成している学校は増加。
公立小学校	87.6%	94.1%	
公立中学校	89.2%	96.5%	

【主な課題】

●不読率（普段、読書を全くしない子どもの割合）が依然として高い傾向

不読率（令和5年度）	全国	本県	全国比	（令和5年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙結果）
小学校6年生	24.5%	27.4%	+2.9	
中学校3年生	36.8%	39.9%	+3.1	

●情報化への対応

- ・インターネットによるサービスの充実や電子媒体による書籍の貸出、国の「GIGAスクール構想※」により整備が進んだ児童生徒への「1人1台端末」環境等の活用等、情報化への対応が課題。

※ICT等を効果的に活用し、児童生徒1人1台端末の実現と連動したハード・ソフト・人材一体となった施策パッケージに基づく国の構想。

●障がいのある子どもの読書環境の整備

- ・「福岡県読書バリアフリー推進計画」（令和5年6月策定）等を踏まえて、障がいのある子どもの読書環境等の整備・充実を一層図ることが課題。

●国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月策定）を踏まえた県としての対応の必要

- ・多様な子どもたちへの配慮をはじめ、国の計画改訂に伴い県の計画についても内容の見直し等が必要。

目標・指標

【目標】

子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、読書習慣を身に付け、自主的な読書活動ができるような環境の整備を推進します。

【目標達成に向けた指標】

指 標	令和9年度
「不読率」 〈令和5年度：本県小学校6年生 27.4%（全国比+2.9）中学校3年生 39.9%（全国比+3.1）〉	全国平均以下
「読書が好きですか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」児童生徒 〈令和5年度：本県小学校6年生 72.7%（全国比+0.9）中学校3年生 65.4%（全国比-0.6）〉	過去の全国平均最高数値 小6：75.0% 中3：70.1%

推進のための方策〈福岡県の取組〉

【家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進】

家 庭	・「家読（うちどく）」「読み聞かせ」など、家庭での読書活動の充実に向けた取組の実施 ・家庭における読書の意義や保護者の関わり方について啓発を実施 等
地 域	・読書ボランティアや市町村図書館職員等の育成を支援 ・各市町村で実施するブックスタート事業の充実に向けて支援 等
学 校	・教職員を対象とした読書指導充実に向けた研修会等の実施 ・関係団体が連携した適切な図書の選定や読書活動の工夫に係る情報共有を推進 等
民 間	・読書ボランティアの研鑽に資する交流会の実施 ・多くの人が集まる場（商業施設等）での読書への興味関心が広がる取組の実施 等

【施設・設備等の環境の整備・充実】

図 書 館	・県立図書館は、県内の子ども読書活動の推進拠点として、子どもの発達段階等に応じた図書資料等の整備、「学校支援サービス」を充実 ・障がいの有無にかかわらず読書に楽しむことができる環境づくりを推進 等
学校図書館	・発達段階に応じた学校図書館の利用指導・読書指導等を充実 ・研修会実施による関係職員の資質を向上 ・学校支援等の機会を活用し、学校図書館と公共図書館との連携を強化 等
幼稚園/保育所等	・読書ボランティアの研鑽に資する交流会を実施
公 民 館 等	・県立図書館、市町村立図書館、学校図書館等と連携・協力し、子どもの読書環境を充実
市 町 村	・市町村子ども読書推進計画の改訂や進捗状況の把握、支援等の実施

【図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化】

図 書 館 間 の 連携・協力・ネットワーク化	・県立図書館における市町村立図書館と連携・協力した相互貸借の充実、指定館受取・返却サービスの実施により県民の利便性を向上 ・福岡県図書館情報ネットワークシステムの充実 等
学 校 図 書 館 等 と の 連携・協力・ネットワーク化	・学校図書館と地域の図書館の連携・協力事例を情報収集し提供 ・新たな情報支援サービスに係る調査研究や情報提供 等

【子どもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及】

総合的な子どもの 読書活動の推進	・毎年度「福岡県子ども読書推進計画」の進捗を管理し、読書活動を推進 ・関係機関等で構成する「福岡県子どもの読書推進連絡会議」において情報を共有
啓発広報の推進	・「子ども読書の日」「こどもの読書週間」について普及・啓発 ・ホームページやSNSを活用した啓発、読書に関する情報の提供 等
優れた取組の奨励	・優れた取組の紹介、各種表彰を活用した取組の奨励 等
優良図書の普及	・優良図書について、リストの配布、ホームページを通じた普及 ・書店商業組合と連携・協力した、子どもの読書活動の推進 等

福岡県子ども読書推進計画 (第四次)



ふくおか教育月間イメージキャラクター
「ミライル」

令和5年12月

福岡県教育委員会

はじめに

子どもにとって読書は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です（「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下、「推進法」という。）第2条）。様々な発見や感動、知る喜びや楽しみをもたらし、子ども自身の世界を広げる大切なものであるとも言えます。

例えば、物語の世界では、子どもは作中の主人公と一体化して、主人公の人生とともに生きることができます。実際には体験できないようなことでも、物語の世界をとおしてなら時空を超えて追体験できます。また、科学の本ではいろいろな現象について自分の知識を確かめながら、さらに新しい知識を得て未知の世界を探究する喜びを与えてくれます。読書の楽しみの中で、想像力、思考力を働かせ、広い視野に立って自己の価値観を形成していくことができるのです。

これからの予測困難な時代を生きていく子どもたちにとって、このような読書経験は一層重要となっています。本の世界への扉は、子どもの時代にこそ大きく開かれていなければなりません。子どもたちがそれぞれの成長に応じた最もふさわしい楽しみを体験できるよう、大人は子どもの読書活動を支えていくことが大切です。

国においては、子どもの読書活動の推進に関して、その基本理念などを定めた推進法を制定するとともに、おおむね5年ごとに策定している「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「国計画」という。）に基づき各種の施策を実施しています。

本県においても、推進法及び国計画に基づく県の子どもの読書活動に関する基本的な計画となる「福岡県子ども読書推進計画」（以下、「県計画」という。）を平成16年に策定し、以後、取組の成果と課題を踏まえ、2度にわたる改訂を行い、子どもの読書習慣の形成・定着・確立に向けた各種の取組を実施してまいりました。

また、県計画は、推進法第9条第2項の規定に基づき、市町村における「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定及び改訂する際の基本となるものですが、県内全ての市町村において計画が策定され、地域の実態に応じた様々な取組が進められています。

一方で、本県小・中学校の児童・生徒の不読率は全国平均に比べ高い傾向が続いており、読書活動推進の取組のさらなる強化が必要な状況です。

このたび、第五次国計画（令和5年3月）の策定を受け、これまでの県の取組の成果や課題をはじめ、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）いわゆる「読書バリアフリー法」の施行、「福岡県読書バリアフリー推進計画」（令和5年6月福岡県教育委員会）の策定を踏まえ、県計画を改訂し、今後おおむね5年間にわたる施策の具体的な方向性を明らかにするものが本計画です。

今後、本計画に基づき、子どもたちが自主的に本に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、引き続き社会全体で読書活動に親しむ環境の充実に向けて取り組んでまいります。皆様方のより一層の御理解と御協力をお願いします。

令和5年12月

福岡県教育委員会教育長

吉 田 法 稔

目 次

I	これまでの取組・成果と課題	1
1	家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進	1
(1)	家庭	
(2)	地域	
(3)	学校	
(4)	民間	
(5)	課題	
2	子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実	3
(1)	図書館	
(2)	学校図書館	
(3)	市町村の推進体制の整備	
(4)	課題	
3	図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化	4
(1)	図書館間の連携・協力・ネットワーク化	
(2)	学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化	
(3)	課題	
4	子どもの読書活動に関する啓発	5
5	県・市町村における読書活動の推進	6
II	子どもの読書推進に向けた基本的な考え方	7
1	基本目標	7
(1)	本県の読書活動に関する課題と取組の方向性	
(2)	計画の目標とその指標	
2	計画の位置付け	7
3	計画期間	8
4	計画の推進に向けて	8
(1)	子どもの発達段階について	
(2)	情報化が進展していく中での読書活動	
5	計画推進のための基本方針	9
(1)	家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進	
(2)	施設・設備等の環境の整備・充実	
(3)	図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化	
(4)	子どもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及	

Ⅲ 推進のための方策	12
第1章 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進	12
1 家庭	12
(1) 家庭の役割	
(2) 家庭における読書活動の推進	
2 地域	13
(1) 図書館における読書活動の推進	
(2) 公民館における読書活動の推進	
(3) 児童館等における読書活動の推進	
(4) 保健所・保健センター等との連携	
(5) 地域における子どもの読書活動推進機関・団体の連携	
3 学校	16
(1) 学校における読書活動の推進	
(2) 教職員を対象とした読書推進研修会の実施	
(3) 幼稚園や保育所等における読書活動の推進	
4 民間	20
(1) ボランティア団体等の連携促進	
(2) 公共性が高い活動への支援	
第2章 施設・設備等の環境の整備・充実	20
1 図書館	20
(1) 県立図書館における子ども向けサービス等の充実	
(2) 市町村図書館(室)の整備促進	
(3) 豊富で多様な図書資料の整備	
(4) 移動図書館車の整備推進	
(5) 図書館の情報化	
(6) 児童室や児童コーナー等の環境の整備・充実	
(7) 青少年向けサービスの充実	
(8) 障がいのある子どもへの環境の整備・充実	
(9) 日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービス	
(10) 司書の適切な配置、研修の充実	
2 学校図書館	23
(1) 学校図書館の役割	
(2) 学校図書館図書の計画的な整備促進	
(3) 学校図書館施設・設備の整備・充実	
(4) 学校図書館の情報化	

(5) 学校図書館への人的配置の促進と支援体制の確立	
(6) 読書ボランティア等の人材の活用	
(7) 学校図書館の開放	
3 幼稚園・保育所等	25
(1) 読書に親しむ環境の整備・充実	
(2) 発達段階に応じた図書の選定	
(3) ボランティアの活躍	
4 公民館等	25
5 市町村の推進体制の整備	26
 第3章 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化	26
1 図書館間の連携・協力・ネットワーク化	26
(1) 図書館間の連携・協力	
(2) 図書館の広域ネットワーク化	
2 学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化	27
(1) 学校への図書貸出や子どもに対する読書活動の推進	
(2) 学校・家庭・地域と連携した取組の促進	
(3) 学校図書館間の連携・協力・ネットワーク化	
(4) 大学図書館等との連携・協力	
 第4章 子どもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及	28
1 総合的な子どもの読書活動の推進	28
2 啓発広報の推進	28
(1) 「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」を中心とした事業の実施	
(2) ホームページやSNSを活用した啓発広報の推進	
(3) あらゆる機会を通じた啓発広報の推進	
3 優れた取組の奨励	29
(1) 優れた取組等を行っている機関・団体・個人の表彰	
(2) 市町村における表彰	
4 優良図書の普及	30
(1) 優良図書の家庭・地域への周知・普及	
(2) 書店商業組合等との連携・協力による優良図書の周知・紹介	

I これまでの取組・成果と課題

1 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭

○福岡県PTA連合会等と連携した読書活動についての啓発

PTA研修会等を通じて、保護者に対して読み聞かせや読書の重要性について啓発を図ることができました。

また、福岡県PTA連合会が実施し、県教育委員会も支援している「“新”家庭教育宣言^{※1}」の取組においては、計画期間中、毎年多くの小・中学校が「家庭内読書」をテーマに掲げ、親子での読書活動に取り組みました。

【「家庭内読書」の取組状況】

(R4小・中学校総数 621校)

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
小・中学校数	125校	115校	136校	121校	51校	60校	57校

(福岡県PTA連合会「“新”家庭教育宣言アンケート」より)

○社会教育主事等や「読書活動応援隊^{※2}」による保護者への啓発

「子どもの読書活動推進事業」(H30～R2)では、小学生の子どもをもつ保護者を対象に「読書活動応援隊」が読書の意義や価値などの読書の重要性を伝えるとともに、読み聞かせや「うちどく(家読)^{※3}」の具体的手法等についての紹介・演習等を行い、子どもの読書活動の充実に努めました。

また、子どもを取り巻く読書環境の更なる充実を図るため、「子どもの読書習慣形成・定着支援事業」(R3～R4)を実施しました。各市町村の「読書活動応援隊」は、小・中学生や保護者・地域を巻き込んだ魅力ある読書活動を企画・実施しました(令和4年度に関わった読書活動応援隊の延べ人数:7,989人)。

さらに、令和5年度からは、「読書が好きな子ども」が育まれる環境づくりを推進することを目的とした「読書好きを育む環境づくり応援事業」を実施しています。

(2) 地域

年度	平成27年度	令和4年度
ブックスタート ^{※4} 実施市町村	96.7%	100.0%
未実施市町村	3.3%	0%

※1 “新”家庭教育宣言／福岡県PTA連合会が平成17年度から行っている、「家庭での子育て力向上」を目指した事業。家庭において親子で相談しながら努力目標を宣言し、その実現に向けて家族ぐるみで取り組むもの。

※2 読書活動応援隊／子どもの読書活動を推進するボランティア団体、県社会教育主事及び市町村職員などの総称。

※3 うちどく／家庭における読書環境の充実と本を通じた家族のコミュニケーションを図る活動の名称。

※4 ブックスタート／赤ちゃんや保護者が絵本を仲立ちにして、温かく楽しいひと時を持つきっかけを作る運動。市町村単位で、地域に生まれた全ての赤ちゃんや保護者を対象に、保健センターの0歳児健診などで行われることが多い。

○市町村のブックスタートの実施に対する支援

県立図書館では、市町村等からの要請を受け、ブックスタートを実施するボランティア等に対する研修会へ講師として職員を派遣し、幼児の読書についての啓発や読み聞かせの手法等に関する講義を行っています。

○乳幼児期における読書の意義の啓発

読書ボランティアを対象に、乳幼児期の読み聞かせに関する専門的な知識を学ぶ講座を開設し、絵本コンシェルジュ^{※5}を養成しました。（平成28年度～令和3年度：268人）

絵本コンシェルジュは、保護者に読書の大切さ等を啓発するとともに、各地域の読書ボランティアに対し、乳幼児期の読み聞かせ方法等を指導、助言しています。

○読書ボランティア等の育成と資質向上のための支援

家庭・地域・学校・民間が連携して、子どもの読書活動の意義・役割についての再認識を図り、関係者同士のネットワークを構築することを目的として、図書館関係者、読書ボランティア等、子どもの読書活動に関わる方々を対象に読書交流・研修会を実施しています。

(3) 学校

○校内一斉読書の実施

学校における校内一斉読書活動は、多くの学校で取り組まれており、令和4年度は、公立小・中学校（指定都市を除く。）の9割以上、県立高等学校^{※6}では約6割が実施しています。

【校内一斉読書の実施状況】

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
公立小学校	95.1%	94.5%	95.8%	95.6%	91.5%	90.2%	91.3%
公立中学校	84.4%	86.7%	90.1%	92.6%	92.0%	94.0%	96.5%
県立高等学校	75.8%	78.9%	85.3%	72.0%	69.9%	68.8%	63.4%

（本県調査）

○教職員への研修等

県教育センターでは、小・中・高・特別支援学校の教諭、講師を対象とした「学校図書館のセンター機能」等をテーマとした専門研修を継続して実施しています。

また、幼稚園新規採用教員研修においても、読み聞かせ講座を実施し、読み聞かせの意義や基本的な技能、本の選び方などについての講座を実施しています。

※5 絵本コンシェルジュ／乳幼児の保護者に対して、絵本のもつ力や読み聞かせの大切さについての啓発を行ったり、読書ボランティアグループに対し、乳幼児向けのお話会のプログラムづくりや選書方法等を助言したり、図書館等で行われる読み聞かせ講座等で講義を行ったりするなどの活動を行う読書ボランティア。

※6 県立高等学校／県立中等教育学校を含む。

(4) 民間

○子どもゆめ基金※7助成金の活用についての周知

子どもの読書活動を推進する民間団体等の取組を支援する子どもゆめ基金助成金の活用について周知しました。

【子どもゆめ基金活用状況】

年度	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
助成団体数	37 団体	30 団体	28 団体	29 団体	23 団体	18 団体	22 団体

(「子どもゆめ基金」ホームページより)

(5) 課題

○子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

子どもが発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの読書活動の重要性を踏まえつつ、発達段階ごとの特徴を考慮した取組を体系的・継続的に実施することが必要です。

2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

(1) 図書館

○県立図書館子ども図書館を中心とした子どもの読書活動の推進

直接のサービスとして、おはなし会の実施、子どもに薦めたい本のリストなど書誌の作成、障がいのある子どもや日本語が母語でない子どもに対する資料の充実等に努めました。併せて、ヤングアダルト資料※8を揃えた「青少年コーナー」を設置し、中高生や若い人たちの利便性の向上を図りました。

また、支援サービスとして、市町村の図書館職員向けの研修会を実施したほか、学校図書館支援事業として、学校が希望する資料を一定期間まとめて貸し出す「特別貸出」や、県立図書館がテーマ別に選定した図書をセットとして貸し出す「学校貸出図書セット」事業を実施しました。

(2) 学校図書館

○学校図書館への人的配置

現在、県内 12 学級以上の全ての公立小・中・高等学校に司書教諭を配置することとなっています。

○学校図書館を有効に活用する態度の育成

平成 29 年度から 3 年間、学校における読書活動の充実と学ぶ意欲の向上に資する実践研究を行い、その成果をリーフレットにまとめて周知しました。

○学校における読書環境の充実

学校図書館図書標準※9を達成している学校（指定都市を除く。）は、平成 30 年度では、公立小学校 87.6%、公立中学校 89.2%でしたが、令和 4 年度では、公立小学校 94.1%、公立中学校 96.5%となっており、学校における読書環境は、年々充実してきています。

※7 子どもゆめ基金／国と民間が協力して子どもの体験・読書活動などを応援し、子どもの健全育成の手助けをする基金のこと。

※8 ヤングアダルト資料／ヤングアダルト（中高生世代）向けの資料。読みものだけでなく、調べもの、学力向上、進路決定をサポートする本など、日常生活や学校生活の中でも様々な興味・関心に応えられる資料。

※9 学校図書館図書標準／平成 5 年 3 月に文部省（当時）が定めた、公立義務教育諸学校の学校図書館の蔵書冊数の標準。図書の整備を図る際の目標とする蔵書冊数を学校種別・学校規模別に設定。

(3) 市町村の推進体制の整備

○「市町村子ども読書推進計画」の状況についての把握、助言

市町村に対する指導助言や研修会の実施を通して、「市町村子ども読書推進計画」策定に向けた啓発に努めた結果、全ての市町村において推進計画が策定されています。

(4) 課題

○「市町村子ども読書推進計画」の定期的な見直し

県内全ての市町村において「市町村子ども読書推進計画」が策定されていますが、策定後年数が経過している市町村もあり、定期的に見直しを行うことが必要です。

○情報化への対応

情報通信手段の普及に伴い、インターネットによるサービスの充実や電子媒体による書籍の貸出等、情報化への対応が必要です。

○障がいのある子どもの読書環境の整備

国においては、令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）に基づき、文部科学省及び厚生労働省において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）※10が令和2年7月に策定されました。

これを受け、本県においても、「福岡県読書バリアフリー推進計画」を策定しました。

今後、障がいのある子どもの読書環境等の整備・充実を一層図ることが必要です。

3 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

(1) 図書館間の連携・協力・ネットワーク化

○「福岡県図書館情報ネットワークシステム※11」の充実

「福岡県図書館情報ネットワークシステム」と横断検索等への参加を市町村図書館（室）に呼びかけ、ネットワークの充実に努めました。現在、県内図書館の大半が参加、活用しています。

相互貸借、指定館受取・返却サービス※12とも利用が定着しており、図書館利用者の利便性に大いに寄与しています。特に、指定館受取・返却サービスは置き期間の設定など利便性の向上を図ることができています。

【図書館間の連携状況】

(R4市町村図書館（室）総数 60 館)

年度	H27	R4
ネットワークシステム参加図書館（室）	55 館（室）	58 館（室）
横断検索データ提供図書館（室）	47 館（室）	54 館（室）
指定館受取・返却サービス利用冊数	12,270 冊	16,541 冊

(本県調査)

※10 読書バリアフリー基本計画／視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として策定された。

※11 福岡県図書館情報ネットワークシステム／インターネットを利用して、県内の図書館（室）間で、横断検索（複数の図書館の蔵書データの中から、一度に検索できる）や相互貸借（他の図書館から借用して利用者に提供できる）の依頼、様々な情報交換等を可能にしたシステムのこと。

※12 指定館受取・返却サービス／県立図書館の資料を、利用者の希望する図書館で貸出・返却できるサービスのこと。ホームページ等から申し込みができる。

○市町村図書館（室）職員への研修や協力レファレンスの実施

県立図書館が主催する研修会等で、レファレンスサービス※13に関する講座を設け、子どもの本や読書に関する情報の調べ方について研修し、レファレンスサービスについて市町村図書館（室）職員の資質向上に努めました。また、市町村図書館（室）で解決困難な事案に対しては、図書館間で相互に協力して回答する協力レファレンスを行いました。

（2）学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

○福岡県学校図書館協議会との連携・協力

県立図書館では、公共図書館等協議会、学校図書館協議会との共催（後援）で実施する研修会等において、市町村図書館（室）と学校図書館との連携に関する先進的な取組の情報の提供や事例の発表を実施しました。

○学校と県立図書館の連携

県立図書館で学校貸出図書セットを作成し、貸出を行いました。また、学校向け特別貸出を行いました。（平成27年度～令和4年度：8,931件）

さらに、県立図書館では、県内の高等学校の図書委員会研修会に参加して情報交換を行ったほか、高校生等から募った推薦本の紹介や高校生ビジネスプラン作成セミナー等の連携事業を実施しました。（平成27年度～令和4年度：1,301件）

（3）課題

○図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

相互貸借をはじめとした図書館間の相互協力が活発な自治体がある一方、蔵書が少ないなど、さらに他の図書館との連携・協力が必要な自治体があります。こうした自治体への支援や相互貸借等の図書館間協力、福岡県図書館情報ネットワークへの参加促進を図ることが必要です。

また、学校図書館等との連携・協力についても、学校司書及び司書教諭の資質向上のための研修や図書館活用情報の提供など更なる拡充を推進することが必要です。

4 子どもの読書活動に関する啓発

○関係機関・団体で構成する連絡会議の設置

関係機関・団体で構成する「福岡県子どもの読書活動推進連絡会議」を年1回実施し、県内の状況を把握するとともに、子どもの読書活動推進のための情報交換を行いました。

○「子ども読書の日」を中心とした取組の実施

県内の図書館でも「子ども読書の日」や「こどもの読書週間※14」の取組が定着してきています。

県立図書館では、図書館利用者向けのイベントのほか、「こどもの読書週間」の期間中に、小学校、幼稚園、保育所の児童等を招待しおはなし会を開催するなど、本の楽しさを伝える機会としています。

※13 レファレンスサービス／何らかの情報を求めている図書館利用者に対して、図書館職員が、図書館の利用方法や図書館にある情報・文献の探し方の援助や、その紹介・提供をすること。

※14 子ども読書の日・こどもの読書週間／平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、4月23日を「子ども読書の日」と定めた。また、平成12年の「子ども読書年」の制定を機に、4月23日から5月12日までの3週間が「こどもの読書週間」となった。

○ホームページ等を活用した情報提供

ホームページ「ふくおか子育てパーク^{※15}」や県立図書館ホームページなどを活用し、子育てにおける読書の必要性、読書に関するイベントなど、様々な情報の提供を行いました。

◇課題

○啓発広報の推進

家庭、地域、学校が子どもの読書活動を推進するためには、様々な媒体、あらゆる機会を活用して啓発を図り、社会的理解を深めることが必要です。

○情報化への対応

情報通信手段の普及に伴い、メールマガジンの配信やソーシャルメディアの活用等、インターネットを活用した情報発信を充実させることが必要です。

5 県・市町村における読書活動の推進

○社会教育主事等の支援による読書活動の充実

ふくおか社会教育応援隊事業^{※16}として、県内の市町村の要請に応じ、以下のような読書活動に関する支援を行いました。

- ・小学生読書リーダー^{※17}研修会や中学生読書サポーター^{※18}研修会への支援
- ・「うちどく」についての説明
- ・市町村子ども読書推進計画策定への指導・助言
- ・児童生徒の読書活動推進についての講話
- ・読書習慣定着に向けての指導・助言
- ・PTA研修会などにおける読書の意義の講話や指導・助言

【子どもの読書活動に関する「ふくおか社会教育応援隊」の派遣状況】

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4
派遣回数	61回	167回	229回	110回	57回	58回

(本県調査)

○読書ボランティア等に対する読書交流・研修会の実施

家庭・地域・学校・民間が連携して、子どもの読書活動の意義・役割についての再認識と関係者同士のネットワーク構築を目的として、図書館関係者、読書ボランティア等、子どもの読書活動に関わる方々を対象に読書交流・研修会を実施しました。

◇課題

○子ども向け図書館サービスや読書推進の取組の充実

これまでも、県・市町村において、読書ボランティアなどの協力も得ながら、子どもの読書活動の推進に向けた様々な取組が行われてきましたが、不読率^{※19}等の改善は十分進んでいない状況です。

このため、子ども向け、特に、不読率が高まるヤングアダルト層を対象とした読書活動推進の取組や図書館サービス、読書ボランティアをはじめとする子どもの読書活動に関わる方々の活動や研鑽の機会の工夫改善を図ることが必要です。

※15 ふくおか子育てパーク／家庭教育・子育て支援に関する情報を福岡県立社会教育総合センターが提供する情報サイト。

※16 ふくおか社会教育応援隊事業／県施設及び各教育事務所等の社会教育主事等が、市町村教育委員会が実施する社会教育関連事業に対し、その依頼に応じて、事業の効果的・効率的な運営を支援し、地域における社会教育活動の充実及び活性化を図ることを目的とした県事業。

※17 小学生読書リーダー／市町村の養成研修を修了した小学生。各児童の読書に対する関心や学校における読書活動推進の意欲を高め、校内読書活動の活性化を図るイベントを企画したり活動を行ったりする。

※18 中学生読書サポーター／市町村の養成研修を修了した中学生。中学生期における読書習慣の定着と校内読書環境の充実を図るイベントを企画したり活動を行ったりする。

※19 不読率／全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙による平日における読書を全くしないと答えた割合。

Ⅱ 子どもの読書推進に向けた基本的な考え方

1 基本目標

(1) 本県の読書活動に関する課題と取組の方向性

令和5年度の第68回学校読書調査(全国学校図書館協議会)によれば、1か月の平均読書量は、小学生が12.6冊、中学生が5.5冊、高校生が1.9冊となっています。また、1か月間に1冊も本を読まなかった者の割合は、小学生7.0%、中学生13.1%、高校生43.5%で、学校段階が進むにつれ高くなる傾向があります。本県においては、令和5年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、不読率は、福岡県の公立小学校で27.4(全国24.5)%、公立中学校で39.9(全国36.8)%であり、全国と比較して本を読む習慣のない子どもの割合がやや多い傾向が続いています。

このような現状を改善するためには、読書が好きになり、子どもが自然と読書に親しむ環境づくりと読書への関心が高まるような発達段階に応じた取組をあらゆる機会と場所で推進する必要があります。

(2) 計画の目標とその指標

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成させるためには、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動があらゆる機会と場所において行われることが重要です。

そこで、次の目標を設定します。

子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、読書習慣を身に付け、自主的な読書活動ができるような環境の整備を推進します。

上記の目標達成に向けては、次の指標を設定します。

○不読率(全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙)

	令和5年度	令和9年度
小学校6年生	県27.4%/全国24.5%	全国平均以下
中学校3年生	県39.9%/全国36.8%	全国平均以下

○「読書が好きですか」に「当てはまる」か「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙)

	令和5年度	令和9年度
小学校6年生	県72.7%/全国71.8%	75.0%
中学校3年生	県65.4%/全国66.0%	70.1%

(過去の全国平均最高数値)

2 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に規定される「県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」であり、また同条第2項の「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するに当たっての基本となるものです。

また、「福岡県総合計画」(令和4年3月策定)、「福岡県学校教育振興プラン」(令和

4年3月改定)における読書活動の充実に向けた具体的な計画であり、今後の県内の読書に関するあらゆる施設、機関、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

3 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までのおおむね5年間とします。

4 計画の推進に向けて

(1) 子どもの発達段階について

読書に関する発達段階ごとの特徴として、例えば、以下のような傾向があるとの指摘があります。

① 就学前の時期・(おおむね6歳頃まで)

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期 (おおむね6歳から12歳まで)

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期 (おおむね12歳から15歳まで)

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期 (おおむね15歳から18歳まで)

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」(令和4年12月)より抜粋

このことを踏まえ、一人一人の発達段階や読書経験に留意し、子どもがいつでも本に親しむことができるような環境づくりや取組が家庭、地域、学校、民間において進められることが重要です。

その際、学校種間の接続期に、生活の変化等により子どもが読書から遠ざかることがないよう、学校と家庭、地域との連携による切れ目のない取組が行われることが重要です。また、全ての子どもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、読書環境の確保に努めることも求められます。

併せて、どの発達段階においても、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう、読書環境を整備する必要があります。

(2) 情報化が進展していく中での読書活動

国の「GIGAスクール構想^{※20}」による児童生徒への「1人1台端末」環境等の整備が進む中、本県では、令和2年12月に「福岡県学校教育ICT化推進計画」、令和4年3月に「福岡県学校教育ICT活用推進方針（小・中学校版）」、令和4年4月に「福岡県学校教育ICT活用推進方針（県立学校版）」を策定し、ICTを活用した教育活動の推進の加速化を図っているところです。また、学校においても、個別最適な学び、協働的な学びの一体的充実、新型コロナウイルス感染拡大や災害時等における教育の保障を実現するため、ICTの活用は必要不可欠です。

このような中、子どもたちの電子媒体利用が増えるとともに、電子書籍による読書が紙媒体による読書に比して増加傾向にあります。

電子書籍等、電子メディア（パソコンを含む。）を介した読書活動は、検索や翻訳など、便利な機能があり、気軽に線やメモを残したり消したりすることができます。また、多量の書籍を容易に持ち運びすることができ、拡大、縮小、白黒反転など、読む人にとって読みやすく加工することができます。さらに、読み上げ機能などの便利な機能を使うことで、読む人のライフスタイルに合わせた読書活動が可能になります。

一方で、紙媒体による読書は、重み、厚み、ページをめくる音や感覚、紙のにおいなど、視覚以外の感覚も使い、感性豊かに読書に親しむことができます。また、紙の厚みから現在読んでいるページのその後の展開に期待したり、読み返す際にどの辺りのページなのかを確認したりしやすくなります。装丁や紙質も楽しむこともできます。

子どもたちにとって電子媒体が身近になる中、今後も子どもの生活や読書の環境、発達段階等に応じて、電子媒体、紙媒体それぞれの利点を踏まえた読書活動を検討していくことが望まれます。

5 計画推進のための基本方針

子どものそれぞれの発達段階に応じた読書習慣の形成、定着、確立を図るため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

《4つの基本方針》

- 1 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進
- 2 施設・設備等の環境の整備・充実
- 3 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及

※20 GIGAスクール構想／Global and Innovation Gateway for All の略。子どもたち一人一人に個別最適化された創造性を育む教育の実現に向け、ICTや先端技術を効果的に活用し、児童生徒1人1台端末の実現と連動したハード・ソフト・人材一体となった施策パッケージに基づく国の構想。

(1) 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく「家庭」、「地域」、「学校」、「民間」が挙げられます。まずは、「家庭」、「地域」、「学校」、「民間」が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

「家庭」には、乳幼児期をはじめとして、それぞれの発達段階において、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。また、「地域」とともに、休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

「地域」においては、域内に存在する子どもの読書活動に関係する施設、機関、団体・グループなどが、子どもの読書習慣を形成、定着させる上で重要な役割を担っています。図書館を中心に、関係機関・団体等が連携・協力しながら、ボランティアの養成や活動の機会・場所の提供等、従来から行っている読書活動の推進のための取組を一層充実させる必要があります。

「学校」は、学習指導要領において読書活動の位置付けがあり、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させる必要があります。特に学校図書館では、国語などの各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間並びに特別活動など（以下、「各教科・領域等」という。）を含め、学校の教育活動全体を通じて多様な読書活動が展開され、子どもの読書習慣の形成、定着、確立を図る上で重要な役割を担っています。学校図書館を活用した一層の子どもの読書活動の推進が期待されています。

「民間」は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。例えば、読書週間等の市町村での取組、読書感想文コンクール、家庭での読み聞かせを積極的に奨励する運動、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われています。

また、それぞれの取組等の実施に当たっては、子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させたり、子ども自身が参画したりするような工夫をすることが重要です。

(2) 施設・設備等の環境の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、子どもにとって身近な図書館・学校図書館などが中心となった施策の推進が重要です。

また、身近なところで子どもが求める読書活動ができる環境を整備することは、読書習慣を身に付けていく上で重要であり、電子書籍等のデジタル資料の収集・提供、地域の実情に応じて移動図書館車や各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。

さらに、障がいのある子どもや日本語を母国語としない子どもをはじめ、全ての子どもが読書することができるよう、図書館の利用に係る体制の整備を図ることが重要です。

(3) 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進し、生涯にわたる読書習慣を身に付けていくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。蔵書検索や子どもを対象とした講座等の「情報」や、図書資料の相互貸借などの「物」の連携・協力のみならず、読書活動を推進する「人」の学びや実践の場づくりなどの人材育成についても連携・協力関係を強化し、ネットワークを広げていく必要があります。

特に、子どもの読書活動推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を一層推進していく必要があります。

(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、理解と関心を深めていく必要があります。特に、保護者、教職員、保育士等、周りの大人が子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することは、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組の円滑な実施につながり、子どもが発達段階に応じた読書習慣を身に付けていく上で効果的です。

また、「子ども読書の日」（4月23日）や「文字・活字文化の日」（10月27日）^{※21}などの機会を利用して、子どもの読書活動への理解と関心を深めていく取組をすることも効果的です。さらに、書店商業組合^{※22}を通じた各書店との連携・協力によって、更なる子どもの読書活動の推進を図ることが期待できます。

取組に当たっては、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒、日本語指導を必要とする児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒、相対的貧困状態にあるとされる子どもなど、多様な子どもたちを受容し、配慮を行っていくことが重要です。

これらの取組を県民に普及させていくために、様々な方法で啓発広報していくことが重要です。

※21 文字・活字文化の日／文字・文化振興法の第11条で「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるようにするため」に設けられたもの。読書週間の初日にあたる。

※22 書店商業組合／経済産業省からの認可を受けた書店団体であり、その社会的役割が大きいことから、良書を普及させるための様々な社会活動を行っている。県内の新刊書を販売している書店の大半が参加している。

Ⅲ 推進のための方策

第1章 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進

1 家庭

(1) 家庭の役割

ア 育児における読み聞かせの重要性

子どもが生涯にわたって本に親しみ、本の楽しさを知るためには、幼いころからの家庭における読書環境の充実が大切です。特に、乳幼児期の子どもたちは、家庭の中におけるコミュニケーションの中で、生活に必要な言葉や読解力を身に付けていきます。旺盛な知的好奇心とともに急速に言葉を獲得していくこの時期に、保護者から愛情いっぱいに読み聞かせをしてもらったり、保護者と一緒に本を楽しんだりすることで、子どもは、さらに豊かな言葉や読解力を身に付けていくことができるだけでなく、想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心などを育てていくことができます。

イ 日常生活の中で継続した読書活動を行うための保護者の配慮

まずは、子どもに本を好きになってもらうことが大切です。無理に読ませるのではなく、子どもが自主的に本を手にとって、読書を楽しむことができるように、読書に親しむきっかけをつくったり、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけたりすることが重要です。

そのために、読書活動を通して、家族がふれあい、同じ時間を楽しく過ごそうという「家読（うちどく：家族ふれあい読書の略）」に取り組むことが効果的です。読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、保護者自身が本に対して興味・関心を持ち、一緒に楽しみながら取り組むことが重要です。

また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて、家族で感じたことや考えたことを述べあったりするなど、子どもと一緒に家族みんなで取り組み、家庭内のコミュニケーションを深めながら、子どもの読書に関する興味・関心を更に引き出すことも必要です。

ウ 青少年期における読書の奨励

青少年期のこの時期にこそ、人生を豊かなものにし、考える力を養う本格的な読書をするための習慣を確立しなければなりません。このため、多岐にわたる興味を持つこの時期の子どもの読書活動を、家庭においても温かく見守り、励ますことが必要です。

(2) 家庭における読書活動の推進

家庭における子どもの読書活動の推進には、子どもにとって最も身近な存在である保護者の理解が必要不可欠です。そのためには、保護者に対して、子育てにおける読み聞かせや読書の重要性について、あらゆる機会、場所を通じて理解を図る必要があります。

今後もPTA研修会や乳幼児健診等様々な機会を利用して、学校、図書館、保健所・保健センター、ボランティア団体等が連携を図りながら、保護者に対して理解の促進を図ることが必要です。

また、スマートフォンやICT機器などの普及は、これまでの読書環境に大きな影響を与えている可能性があります。情報通信手段の普及により、あらゆる分野の多様な情

報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読むことが少なくなっているのではないかと指摘があります。このような実態に関する保護者の理解と家庭内でのスマートフォンやICT機器などとの接し方・役割等についても、併せて研修会等で理解を図っていく必要があります。

《福岡県の取組》

- ・福岡県PTA連合会等と連携し、各種PTA研修会等を通じて読書活動の効果について啓発し、「家読（うちどく）」、「読み聞かせ」など家庭での読書活動の充実に努めます。
- ・社会教育主事等による家庭教育支援に関する研修会等の機会を通じて、家庭における読書の意義や保護者の関わり方の啓発を図るとともに、市町村における子どもの発達段階に応じた読書活動の取組が体系的・継続的になるよう支援します。

2. 地域

(1) 図書館における読書活動の推進

ア 図書館の役割

図書館は、保護者と子どもが本に親しむ場所であり、読み聞かせやおはなし会の実施、読書相談、展示会、研修会等を実施するほか、ボランティア団体等への支援や活動の場の提供を行うなど、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

図書館には、豊富な図書があり、リクエストサービス^{※23}、レファレンスサービス、団体貸出サービスなどが行われており、子どもを含めた地域住民にとって本と触れ合う身近な施設です。

特に、県立図書館は、学校や学校図書館との連携を深め、学校での子どもの読書活動や課題解決のための調べ学習を支援したり、子どもの読書推進に関わる図書館職員やボランティアなどを対象とした研修会を実施したりするなど、県全体の子どもの読書活動を推進する拠点として一層の充実が求められています。

図書館等のDXの進展により、電子書籍等を含む社会教育の教育資源が学校教育においても最大限に活用される仕組みを充実させていく必要があります。

イ 読書ボランティアの役割

子どもが読書に対する興味を持つためには、本との出会いの機会を作ることが大切です。その基本的なものが「読み聞かせ」と言えます。読書に関心のない子ども、一人では本を読めない子どもや本を読むことが苦手な子どもに、本を読み聞かせることは、子どもがおはなしの楽しさを知り、本に興味を持つようになるための効果的な方法です。

※23 リクエストサービス／利用者が要求した資料に対して、所蔵の有無にかかわらず、図書館が購入や相互貸借などの方法で提供すること。

また、絵本の読み聞かせ以外にも、ストーリーテリング※24、ブックトーク※25、ビブリオバトル（書評合戦）※26、アニメーション※27などを通じて子どもの読書に深みと広がりをもたらすことができます。このような活動を支えるのが、地域で活動する読書ボランティアです。市町村図書館（室）は、地域の読書ボランティアの現状や活動状況を把握し、学校・図書館・公民館・児童館等での活動の場を提供するためのコーディネーターとしての役割を担っています。

さらに、県では、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進しており、図書館はこれらの取組とも積極的に連携・協働し、地域における子どもの読書活動の充実を図ることが望まれます。

ウ 読書ボランティアの養成

図書館では、子どもの豊かな読書環境を作るために、読み聞かせ等の読書に関するボランティアの養成・スキルアップ研修等、学習の機会や関連する各種情報を提供するなどの支援の充実や読書ボランティア活動の活性化を促す働きかけが望まれます。

エ 音訳・点訳ボランティア等の養成・研修

録音図書等を製作する音訳ボランティアや墨字（活字）を点字に置き換える点訳ボランティア、対面朗読やテキストデージー図書※28を製作するボランティアの養成・研修を実施することにより、より質の高い資料を豊富に提供できる体制を作ることが大切です。研修等を実施するに当たっては、関係機関や近隣市町村との連携による共同事業として実施することも考えられます。

オ 県立図書館における取組

県立図書館では、子どもの読書活動の価値や重要性について、一般県民に対する啓発活動を行うとともに、読書ボランティア活動を支援したり、活動を担う人材を育てるための取組を積極的に行ったりしていく必要があります。

（2）公民館における読書活動の推進

公民館は、地域の実情に応じて、図書館と連携して子どもの読書活動を推進することが大切です。

特に、公共図書館が設置されていない自治体（本県では11.7%の自治体（令和4年））においては、公民館が社会教育法に基づく社会教育施設として、子どもの読書活動の推進に関する役割を踏まえ、事業を実施することが期待されます。

※24 ストーリーテリング／語り手が、話を覚えて本を見ずに語ること。「素話」「おはなし」などとも言われる。

※25 ブックトーク／テーマを定めて、そのテーマに関連する本を数冊紹介し、本に興味を抱かせて、読書への契機を図る方法。

※26 ビブリオバトル（書評合戦）／発表者が本を持ち寄って、本の面白さについてプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会。

※27 アニメーション／子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる活動であり、ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

※28 デージー図書／デージー（DAISY）とは、「Digital Accessible Information System」の略で、世界50か国以上で採用されているデジタル録音図書の国際標準規格。視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために使われる。「音声デージー」や「テキストデージー」、文字・音声・画像を同時に再生できる「マルチメディアデージー」などがある。

公民館図書室には、司書有資格者が少ないところもあり、ボランティア団体等と連携を図りながら、読み聞かせ等のボランティア養成や読書推進のための取組、啓発広報活動等を充実させていくことが望まれます。

(3) 児童館等における読書活動の推進

県内 10 市 8 町に設置されている児童館・児童センターには、図書室が整備されており、地域で子どもが読書に親しむ場所として期待されています。また、図書館等と連携した読み聞かせや資料の整備等の施策の推進を図ることが望まれます。

(4) 保健所・保健センター等との連携

乳児とその保護者を対象に、読み聞かせの説明とともに絵本を手渡し、絵本を仲立ちとして、温かい触れ合いの時間を共有することを勧めるブックスタート運動が広がっています。この運動は、絵本の楽しさを知ってもらい、子どもの心を豊かに育てるための第一歩として、大変効果的です。実施に当たっては、乳幼児健診時等を利用するなど、図書館と保健所、保健センター等との連携・協力が必要です。

(5) 地域における子どもの読書活動推進機関・団体の連携

子どもの読書活動推進については、図書館、公民館、民間団体・グループなどの関係機関・団体がそれぞれの役割に応じて独自の展開を図っていくことが大切ですが、お互い連携・協力し、総合的な観点で取り組む必要もあります。また、これらの連携・協力した取組が、学校での取組と有機的に結ばれることによって、子どもの読書活動を一体的に推進することができます。

このため、これら関係機関・団体が連携・協力できるシステムを構築し、子どもの読書活動推進のための総合的な取組を検討することが必要です。また、これらの取組を学校に周知し、理解を求め、さらに学校と連携しながら進めていくことも大切です。

このような取組を効果的に推進するため、次のようなことが考えられます。

ア 読書ボランティア交流会の実施

現在多くのボランティア団体等が組織され、その連携体制も広がっています。図書館や公民館における読み聞かせ、ブックトークやビブリオバトル（書評合戦）などの活動にあわせ、学校の国語科等の教科指導や特別活動の中で、直接子どもに読み聞かせ等を行っています。このように、子どもの興味を本に向け、読書の習慣を付けさせる取組において、読書ボランティアが担う役割が高まってきており、その知識や技術のレベルアップや研修の機会が必要となっています。

このため、講演、実習、事例発表、ワークショップ、情報交換などにより技能向上を図りながら、多くの読書ボランティアがお互いを高め合えるような交流会を実施することが求められます。

イ 幼稚園・保育所・学校への読書ボランティア派遣の充実・展開

これまで読書ボランティアは、地域での活動を主体的に行い、その活動を通じて、子どもの読書に対する意欲や本への興味を高めてきました。しかしながら、地域での活動だけでは多くの子どもがその恩恵に浴する機会が十分であるとは言えません。

今後とも、多くの子どもが、専門的な技術を持つ読書ボランティアによる読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークなどを体験する機会を持つことによって、読書の面白さや大切さ、素晴らしさを理解し、読書習慣を身に付けることへと発展させることが大切です。

したがって、多くの幼稚園・保育所・学校に読書ボランティアを派遣し、子どもの読書活動の機会を増やし、朝の読書の取組などと関連付けながら、子どもの本に対する興味を高めていく必要があります。

《福岡県の取組》

- ・県民に対して、子どもの読書推進活動についての啓発を図るとともに、読書ボランティアや読書活動応援隊、市町村図書館（室）職員等の育成と資質向上のための支援を行います。
- ・市町村が行う発達段階に応じた取組が体系的、継続的なものとなるよう支援します。
- ・乳幼児期の読書の意義を家庭や地域に啓発するとともに、各市町村で実施するブックスタート（それに類する取組）事業の充実に向けて支援を行います。
- ・福岡「子どもの読書」関連団体連絡協議会と連携し、県内の読書ボランティアの交流と活動の支援に努めます。
- ・社会教育主事等による市町村支援、家庭教育支援等の機会等を活用して、子どもの読書活動の充実に努めます。

3. 学校

(1) 学校における読書活動の推進

ア 学校の役割

学校は、従来から各教科・領域等をはじめ、様々な学習活動の場で読書活動を行っており、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。

子どもの読書活動の推進に当たっては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、各学校にある学校図書館や地域の図書館を計画的、継続的に活用し、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが必要です。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質を高めていくことも求められます。また、指導する立場にある教職員自身が読書の喜びや意義について理解を深めることも同様に大切です。

イ 各教科・領域等での学校図書館の計画的利用と活用

小・中学校の学習指導要領解説国語編では、自ら進んで読書をし、読書を通して人生を豊かにしようとする態度を養うために、国語科の学習が読書活動に結び付くよう発達の段階に応じて系統的に指導することが示されています。また、総則においても「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」や、「地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図る」ことが記述されています。つまり、全ての教科・領域等において主体的・対話的で深い学びを実現するために学校図書館の活用が重要であることが示

されています。

高等学校の国語科の学習指導要領においても「生徒の読書意欲を喚起し、読書の幅を一層広げ、読書の習慣を養う」ことや、「学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにする」ことなどが、内容の取扱いに当たっての配慮事項として示されています。

学校教育全体を通して、学校図書館の活用について、各教科・領域等において計画的な利用が図られるよう、教育課程に位置付けていく必要があります。

ウ 校内一斉の読書活動などの一層の普及

県では、「朝の読書」など読書活動を行う取組を推進しています。「落ち着きが出てきて、静かに自分の内面を省みたり、心にゆとりが生まれたりしてきた」などの報告がなされています。

また、このような取組は、児童生徒が読書の楽しみや喜びを知ったり、読み書き等の学ぶ力が付いたり、家庭生活や学校生活に好影響を与えていたり、学習面や生徒指導上で多くの成果を挙げています。

このほかにも、推薦図書コーナーの設置や「鍛ほめ福岡メソッド^{※29}」を取り入れた取組、子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会、ストーリーテリング、ブックトーク、ビブリオバトル（書評合戦）、アニメーション等の子ども同士で行う活動など、様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

また、継続的な読書活動の取組が定着した後も、図書館資料の選定をはじめとした読書活動の「質」を高めるという観点から、個々の子どもの興味・関心などの状況に合わせた段階的な配慮・指導が必要です。各学校において、絵本や読み物、調べ学習に役立つ本など多様な種類の本を揃えることや、必読書や推薦図書、学習に役立つテーマ別ブックリストを作成し、活用することなどが期待されます。

エ 学校図書館を核とした児童生徒が読書に親しむ態度の育成

子どもが自ら知ることの喜びや読書の良さや楽しさを味わえるような指導の工夫や取組が必要です。推薦図書コーナーの設置や、校内におけるおはなし会の実施等、学校独自の子どもの読書活動を推進する取組を実施し、児童生徒が自らの知識を高めるためや疑問を解決するために、自主的に学校図書館を活用する態度を育成する必要があります。そのためには、児童生徒による自主的な図書委員会の活動が重要です。図書委員会の活動を活性化し、児童生徒が自分たちの考えを生かした自主的・実践的な活動を通して、読書活動の充実を図るよう働きかけることが必要です。

オ 校内の推進体制の整備・充実、意識の高揚

児童生徒の自主的な読書活動の一層の充実を図るため、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるような校内の体制を整備し、教員の指導力の向上や教職員・学校司書等との連携・協力を推進し、学校図書館の有効活用を図ることが必要です。

※29 鍛ほめ福岡メソッド／「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす！」をコンセプトに、子どもの学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や逆境に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するための指導方法。

推進体制の整備に当たっては、各教科・領域等における市町村図書館（室）や地域の読書ボランティアの積極的な活用が大切です。学校では、読書活動に関する保護者や地域の読書ボランティアに、読み聞かせや読書指導の場を提供したり、学校図書館運営への参加を求めたりしながら、積極的に連携を図るよう働きかけることが重要です。

また、情報交換や研究協議の場を通じて、司書教諭等の学校関係者の意識の高揚を図ることが必要です。

さらに、教職員の若年教員研修、中堅教諭等資質向上研修等の中で、発達段階に応じた子どもの読書活動の意義についても啓発を図ることが必要です。

カ 障がいのある子どもの読書活動の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、社会的障壁除去の実施について、必要かつ合理的な配慮とその環境の整備を的確に行う必要があります。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）や、「福岡県読書バリアフリー推進計画」（令和 5 年 6 月福岡県教育委員会）を踏まえて、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を推進することも必要です。

今後も、子ども一人一人の障がいの状態や特性、生活経験等に応じ、適切な図書の選定と読書活動の工夫、読書環境の整備を図ることが必要です。また、図書館や公民館、読書ボランティア等と連携し、障がいのある子どもの読書活動の推進を図ることも大切です。

視覚障がいのある子どもについては、点字本、拡大写本、さわる絵本、音の出る絵本、録音図書等多様な資料の整備、拡大・縮小や読み上げ、文字色反転などが可能な電子書籍の活用を図っていく必要があります。また、読書ボランティアの協力を得ながら、点訳、拡大写本の製作、テープ録音・デジタイズ録音等による資料の充実や対面朗読の充実に努めるとともに、視覚障がい教育情報ネットワーク等の活用を一層図る必要があります。

聴覚障がいのある子どもについては、視覚情報としての読書の重要性に鑑み、本で調べる力を養うためにも蔵書の拡充や学校図書館活用の工夫に努めることが必要です。学校全体で「読書の日」や「読書週間」を設け、図書委員の児童生徒による紙芝居や手話等による読み聞かせ等を積極的に推進し、読書習慣の確立を図り、また、図書館等と連携し、字幕入り映像資料等の活用を充実させることが必要です。

知的障がいのある子どもや肢体不自由のある子ども、病弱の子どもについては、一人一人の障がいの状態や特性、生活経験等を考慮し、適切な図書を選定するとともに、教員や読書ボランティアによる読み聞かせ、紙芝居や仕掛け絵本、布の絵本、ペープサート※30、パネルシアター、視聴覚機器等の整備など、読書活動の工夫・充実に努める必要があります。また、地域の図書館を利用したり、団体貸出を利用した図書室を開設したりするなど、読書に親しむ機会の拡充に努めることが必要です。

（2）教職員を対象とした読書推進研修会の実施

学校においては、教職員が子どもの読書活動の重要性を認識し、これまでも国語科における発展的な読書活動や各教科・領域等における調べ学習等で図書館を活用していましたが、ブックトークなどの手法や図書館資料の選定の仕方などを身に付ける機会が十分であったとは言えませんでした。

※30 ペープサート／人物の絵などを描いた紙に棒をつけたものを動かして演じる人形劇のこと。

したがって、関係機関・団体と学校が一体となって子どもの読書活動を進めるために、教職員に子どもの読書活動の現状やその大切さについて理解を促し、学校での様々な機会を通じて、子どもが本に親しみ、読書意欲を向上させていくことができるような内容の研修会を実施することが求められます。

(3) 幼稚園や保育所等における読書活動の推進

ア 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の積極的な推進

乳幼児期における子どもの読書活動は、読み聞かせを中心とした取組になります。乳幼児期に読書の楽しさと出会うため、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に示されているように、乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うとともに、研修会等において、教職員及び保育士が行う読書活動の意義や読書活動に親しむ様々な手法についての理解を図る必要があります。

イ 地域の読書ボランティア等の積極的な人材活用

幼稚園や保育所等においても、子どもの読書活動の推進においては、図書館や読書ボランティア等の人材を積極的に活用していく必要があります。

そのためには、地域の読書ボランティア情報の活用や、図書館と連携・協力して本の読み聞かせを行うなどの取組の推進が求められます。

ウ 保護者等に対する啓発・普及

県、市町村は、幼稚園や保育所等に対して、乳幼児期における読み聞かせの重要性について啓発を行い、幼稚園や保育所等の蔵書や幼児の読書活動等の紹介、家庭における読み聞かせの推奨など、保護者への広報を促す必要があります。

エ 異年齢交流を通じた読書活動の機会の提供

近隣の小・中学生等が、幼児や未就園児を対象に読み聞かせを行うなどの取組の推進が期待されます。

《福岡県の取組》

- ・ 県内の各学校の読書活動の現状を把握するために、読書活動に関する調査を継続的に実施します。
- ・ 県教育センターにおいて、教諭等を対象にした「学校図書館のセンター機能」等をテーマとした専門研修を実施します。
- ・ 幼稚園新規採用教員研修において、発達段階に応じた読書習慣の形成についての理解を図るとともに、読み聞かせの手法や本の選定等についての講座を実施します。
- ・ 福岡県学校図書館協議会や福岡県点字および録音図書連絡協議会等と連携し、図書館や関係団体、読書ボランティア等と教職員が子どもの障がいに応じた適切な図書の選定や読書活動の工夫等について情報共有を図ります。

4 民間

(1) ボランティア団体等の連携促進

県内のボランティア団体等は、独自に、あるいは学校・図書館・公民館・児童館等と連携し、子どもが読書に親しむ機会を提供したり、子どもの読書活動の意義等について理解や関心を広げるために活動したりしています。また、これらの活動を通して保護者同士の交流も生まれやすくなり、より一層地域に密着した子どもの読書活動の推進が図られています。

ボランティア団体等が資質や技能を高めながら、活動を充実させていくためには、団体間相互の交流や情報交換などの機会を通じて連携・協力していくことが必要です。そのために、このような県内のボランティア団体等による活動を支援していく地域の体制づくりが求められます。

これらの取組によって、あらゆる関係者に、子どもの読書活動推進の趣旨が周知、理解され、共通理解の下に県民が一体となって子どもの読書活動が推進されることが望まれます。

(2) 公共性が高い活動への支援

地方公共団体は、子どもの読書活動を推進する民間団体等の取組で公共性が高いものについては、活動の場の提供や子どもゆめ基金助成金を周知するなど、活動奨励のための方策を講じることが期待されています。

《福岡県の取組》

- ・講演、実習、事例発表、ワークショップ、情報交換などにより技能向上を図りながら、多くの読書ボランティアがお互いを高め合えるような交流会を実施します。
- ・多くの人が集まる場（商業施設、駅前広場等）や読書活動に触れる機会が少ない場等で、読書が好きになるきっかけや読書への興味関心が広がる取組を企業や関係団体等と連携しながら実施します。
- ・子どもの読書活動を支援する子どもゆめ基金助成金の活用について周知します。

第2章 施設・設備等の環境の整備・充実

1 図書館

(1) 県立図書館における子ども向けサービス等の充実

ア 子ども図書館の資料・設備等の充実

県では、平成14年4月に福岡県立図書館子ども図書館を県立図書館別館に開館しました。10万5千冊（令和5年3月末現在）の蔵書をはじめ、子ども用の閲覧室のほかに、おはなし会を行う「おはなしのへや」や小学生が学習利用やインターネットが利用できる「子ども情報ルーム」等の設備を有し、県内の子ども読書活動推進の拠点としての役割を担っています。

本を通して子供たちの心豊かな成長に資するためには、今後とも、豊富な資料と充実した環境、経験豊かな職員の存在が不可欠です。

イ 中高生や同世代の若い人々への読書支援と学校図書館との連携

県立図書館では、「青少年コーナー」を中心に、中高生や同世代の若い人々への

サービスを強化しています。

令和元年度からは、福岡県学校図書館協議会と連携して高校生からお薦めしたい本「推し本（おしぼん）」を募集し、館内での展示やリスト作成・公開を行ったほか、高校生ビジネスプラン作成セミナーを開催しました。

今後も学校や福岡県公共図書館協議会等と連携し、特別貸出や学校貸出図書セットなど「学校支援サービス」の充実を図ることが望まれます。

ウ 紙の本と電子書籍を活用したハイブリッドな図書館サービスの推進

県立図書館では電子書籍をはじめ非来館サービスを拡充しています。令和4年1月からは子どもや中高生向けに特化した電子書籍サービスを追加し、紙の本と併せたハイブリッドな図書館サービスを実施しています。

今後も、子どもの特性や発達段階を踏まえ、紙の本と電子書籍の特性や利点を生かした読書機会の提供に努めます。

(2) 市町村図書館（室）の整備促進

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）によると、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう図書館及び分館の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行い、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとされています。

本県内においては、図書館を設置している市町村は53市町（88.3%）であり、未設置の7町村（11.7%）については、読書活動の重要性について、さらに啓発を行っていく必要があります。

(3) 豊富で多様な図書資料の整備

図書館は、子どもが身近で気軽に様々な本に出会える大切な場所です。各図書館はその地域の特色を生かし、地方交付税等を計画的に活用しながら、地域の子どもの保護者のニーズに応え、地域の方言・郷土文化等に関する資料や日本語が母語でない子どものための図書等も含め、豊かで多種多様な図書資料の収集・提供を行うことが必要です。また、今後は電子書籍などのデジタル資料も積極的に収集することが望まれます。（県内電子書籍貸出サービス実施館29館（29自治体）（令和5年7月現在））

(4) 移動図書館車の整備推進

移動図書館車は、図書館から遠距離にある地域の方々にとって便利であり、子どもの読書活動推進の上からも有効であることから、助成金等を活用して整備することが望まれます。

(5) 図書館の情報化

子どもが、自らの興味・関心により、必要とする本が容易に手に入る環境を整備するためには、インターネットを活用した図書検索システムの導入が重要です。また、インターネット接続の利用者用コンピュータの設置を進めるなど、図書館の情報化を推進する必要があります。

併せて、ホームページ等における情報発信において、情報アクセシビリティ（情報の入手しやすさ）や、ウェブアクセシビリティ（ホームページの利用しやすさ）の向上に

留意し、あらゆる子どもが利用しやすいウェブコンテンツの提供に努める必要があります。

(6) 児童室や児童コーナー等の環境の整備・充実

子どもの自由な読書活動を支援するために、ゆったりと本を開いて、くつろぎながら本に親しんだり、読書を楽しんだりすることができる環境を提供するなど、図書館の施設・設備や資料の配列も含めて、子どもの思いや利便性を考慮した環境を整備していく必要があります。

(7) 青少年向けサービスの充実

青少年期は、子どもから大人に成長する大切な時期であり、体だけでなく、心も大きく育つ時期です。一般的な読み物のほかに、これらの世代に特徴的な「進路・就職」や「生き方や自己実現」などへの関心に応えることができるよう、資料の提供と充実が必要です。

(8) 障がいのある子どもへの環境の整備・充実

ア 障がいのある子どもが利用しやすいサービスの展開

障がいのある子どもに等しく読書の世界への扉が開かれるようにするためには、障がいに応じた利用しやすい形態の資料やサービスを充実させることが必要です。

書架と書架の間を車いすが通れるように広さを確保したり、段差のない構造にしたりするなど、障がいのある子どもに対しての施設・設備面での配慮も必要です。

また、読み聞かせや対面朗読、宅配サービス・病院への出前サービス、インターネットを介して利用できる電子書籍貸出等、障がいのある子どもが利用しやすいサービスを充実させる必要があります。

さらに、これらのサービスを提供するための職員のスキル向上も必要であり、実践的な研修の実施など、研鑽の機会を設けていくことも必要です。加えて、アクセシブルな書籍の充実に向けて、音訳者や点訳者の養成を継続して行うことも必要です。

特別支援学校や点字図書館等関係機関との連携による資料の共有化や情報の提供も大切です。

イ 障がいのある子どもやその保護者への資料等の充実

障がいのある子どもが利用しやすい、布の絵本、録音資料、大活字本、点字資料、LLブック^{※31}等のアクセシブルな書籍とともに、音声読み上げ対応の電子書籍やオーディオブック、デージー図書などのアクセシブルな資料の充実が必要です。この他に、障がいのある子どもをもつ保護者が本を介して子どもと触れ合い、読書経験を共有する時間が持てるよう、バリアフリー絵本^{※32}など、障がいの有無や種類にかかわらず読書を楽しむことができる多様な資料の提供が必要です。そのためには特別支援学校をはじめ、点字図書館等関連機関との連携協力を一層深めていく必要があります。

※31 LLブック／絵記号（ピクトグラム）、イラスト、写真などを使って、やさしくて誰にとってもわかりやすく工夫されている本のこと。

※32 バリアフリー絵本／障がいの有無にかかわらず、その障がい（バリア）を超えて楽しめる絵本のこと。点字付き絵本、点訳絵本、さわる絵本、布の絵本などがある。

(9) 日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービス

外国語による資料や各国事情に関する資料の整備・提供したり、外国語や「やさしい日本語」による利用案内を設置したりする等、日本語を母語としない子ども・保護者の方が図書館を利用しやすい読書整備に努める必要があります。

(10) 司書の適切な配置、研修の充実

子どもの読書活動推進のためには、図書館への専門の知識・経験を持った司書の適切な配置が望めます。県立図書館においては、司書等関係職員への講座や研修会等を開催し、その資質向上を図ることが求められています。

《福岡県の取組》

- ・県立図書館は、県内の子ども読書活動の推進拠点として、子どもの発達段階や障がい等に応じた設備や資料、電子書籍を含む図書資料の整備・充実を図ります。
- ・県立図書館は、学校や福岡県公共図書館協議会等と連携し、特別貸出や学校貸出図書セットなど「学校支援サービス」の充実を図ります。
- ・県立図書館は、学校教育支援サービスとして、電子書籍を活用します。
- ・「福岡県読書バリアフリー推進計画」に基づき、障がいの有無にかかわらず、読書に親しむことができる環境づくりを推進します。

2 学校図書館

(1) 学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」、児童生徒の学習活動を支援したり授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。また、各教科・領域等において多様な教育活動を展開していくために、地域の図書館や学校図書館協議会等との連携を図りながら、学校における読書活動の中核として、学校図書館を充実させていくことが求められています。

(2) 学校図書館図書の計画的な整備促進

国では、「学校図書館図書整備等5か年計画（第6次）」が策定され、令和4年度から令和8年度までの5年間で総額約2,400億円の地方交付税措置が講じられています。この計画には、学校図書館図書に係る経費を措置するとともに、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身に付けるための学校図書館への新聞の複数配備、図書館教育に欠かせない学校司書の配置に係る経費が含まれています。

このことを踏まえ、県立高等学校における学校図書館図書の整備・充実を図るとともに、各市町村に対して公立義務教育諸学校の学校図書館図書の整備・充実を図るよう促していきます。

(3) 学校図書館施設・設備の整備・充実

教育用コンピュータの設置やインターネット接続には、地方交付税等の財源措置による整備が進められるなど所要の措置が講じられており、そのような財源の有効な活用が望まれます。

蔵書を管理するコンピュータや校内LANの整備や、児童生徒の「1人1台端末」の効果的な活用が進められることにより、インターネットを介した公立図書館の様々なサービスの一層の活用も促進され、知りたい情報が集まる学校図書館のメディアセンターとしての機能も、さらに高まることが期待されます。

また、障がいの有無にかかわらず全ての子どもが等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう、学校図書館においてもバリアフリー絵本やアクセシブルな書籍等の整備・充実が望まれます。

(4) 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、県立図書館や地域の図書館等とネットワーク化したりすることによって、子どもたちの多様な興味・関心に応える資料の活用が期待できます。

(5) 学校図書館への人的配置の促進と支援体制の確立

学校図書館法第5条第1項において、12学級以上の全ての学校に司書教諭を配置することが義務づけられています。司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、校内研修の実施等を通じて、学校図書館の活性化を促進する役割を担っています。

学校においては、司書教諭がその役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などが必要です。また、司書教諭のみならず、全ての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要であり、各学校における校内研修や研究会などを通して教職員間の連携や理解を図ることが必要です。

また、学校図書館法により、学校には、司書教諭のほか、学校司書を置くよう努めなければならないとされています。学校司書は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっています。学校図書館の活用をさらに充実するため、各市町村に対して、その配置について働きかけます。

(6) 読書ボランティア等の人材の活用

保護者や地域住民による読み聞かせ等の読書ボランティアの活用が行われています。多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や学校における読書活動の充実・促進が図られます。

このため、児童生徒に対する読み聞かせやストーリーテリング、本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行うブックトーク、アニメーション活動や学校図書館に関する広報活動、図書データベース作成などの活動について、地域の読書ボランティア、非常勤職員等の人材活用の促進を図る必要があります。

(7) 学校図書館の開放

地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校の施設を積極的に開放していくことが求められています。このため、学校や地域の実態に応じて、地域のボランティア等の協力を得ながら、児童生徒を含む地域住民に学校図書館の開放が進むよう促します。

《福岡県の取組》

- ・各教科等における言語活動の充実の観点を踏まえ、学校図書館を有効に活用する態度の育成に努めます。
- ・研修会等を通じて、司書教諭等による発達段階に応じた学校図書館の利用指導・読書指導等の充実に努めます。
- ・県立学校における学校図書館教育推進リーダー研修会や県立高等学校図書館司書研修会等を実施し、資質の向上に努めます。
- ・社会教育主事等による学校支援等の機会等を活用して、学校図書館と公共図書館との連携強化に努めます。
- ・県立特別支援学校等において、バリアフリー絵本やアクセシブルな書籍等の充実とその活用の推進に努めます。

3 幼稚園・保育所等

(1) 読書に親しむ環境の整備・充実

幼稚園や保育所等においても、子どもが絵本などに親しむ機会を提供するために、本に触れられるスペースの確保に努めることが必要です。また、障がいの有無にかかわらず読書を楽しむことができるよう、バリアフリー絵本やアクセシブルな電子書籍等の整備・充実が望まれます。

(2) 発達段階に応じた図書の選定

図書の整備を行うに当たっては、図書館などの協力を得て、発達段階に応じて有用な図書の選定が行われるよう配慮する必要があります。

(3) ボランティアの活躍

幼児期の知的な発達のためには、紙芝居や読み聞かせなどの視聴覚教材の活用は大変重要です。幼稚園や保育所等においても、多くの保護者や有志がボランティアとして関わっており、重要な役割を果たしています。

《福岡県の取組》

- ・講演、実習、事例発表、ワークショップ、情報交換などにより、発達段階に応じた図書の選定や手法など、技能向上を図りながら、多くの読書ボランティアがお互いを高め合う交流会を実施します。

4 公民館等

住民の身近にあり、親しまれている施設である公民館図書室や各公共施設の中に設置されている図書コーナー等は、子どもへ読書の機会を提供する貴重な場であることから、今

後とも子どもの読書環境の向上のため、整備の促進と充実を図ることが期待されます。

《福岡県の取組》

- ・県立図書館や市町村図書館（室）及び学校図書館等と連携・協力し、子どもの読書環境の充実に努めます。

5 市町村の推進体制の整備

市町村は、地域に密着した、様々な住民の声に応じた子どもの読書活動推進のための事業を実施しています。そこで、それぞれの市町村の実情に合わせた基準、方針等を明らかにした「市町村子ども読書推進計画」に沿ってより効果的に子どもの読書活動の推進を図り、定期的に計画を見直していくことが必要です。

《福岡県の取組》

- ・県内市町村の「市町村子ども読書推進計画」の改訂状況、計画の進捗状況を把握し、計画に沿った運用が図られるよう助言、支援等を行います。

第3章 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

1 図書館間の連携・協力・ネットワーク化

(1) 図書館間の連携・協力

図書館は、相互に連携、協力し合うことで、図書資料や情報について相互利用や協力活動を行うことができます。このことは、子どもの読書活動を推進する上で大変重要です。

県立図書館は、市町村図書館（室）の求めに応じ、子どもの読書に関する資料や研究書の紹介・提供を行うとともに、継続して子どもの読書に関するレファレンスの援助や子どもの読書活動推進のためのスキルアップに努めていく必要があります。

市町村図書館（室）は、子どもの読書活動に関する取組について、県立図書館及び他の市町村図書館（室）との連携を積極的に図り、県内の図書館間における円滑な情報の流通に努めることが望まれます。

(2) 図書館の広域ネットワーク化

子どもの読書環境を豊かにするためには、多様な資料要求に応えることが必要です。そのためには、インターネットによる蔵書の公開や横断検索システムの推進が有効です。インターネットによって図書館等の蔵書検索や貸出予約等が行えるシステムを活用し、サービスの高度化を図ることで、子どもの読書環境をより豊かにすることが望まれます。

《福岡県の取組》

- ・市町村図書館（室）等と連携・協力し、更なる相互貸借の充実を図るとともに、県立図書館指定館受取・返却サービスにより県民への資料提供の利便性の向上に努めます。
- ・国立国会図書館国際子ども図書館^{※33}をはじめとする、子どもの読書に係る関連機関との連携・協力を図るとともに、研修や協力レファレンスを通じて、市町村図書館（室）職員が子どもの本や読書に関する知識や、技能を蓄積できるよう努めます。
- ・福岡県図書館情報ネットワークシステムの充実を図り、活用促進と未参加図書館（室）の参加促進に努めます。

2 学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

（１）学校への図書貸出や子どもに対する読書活動の推進

図書館は、学校に対し、絵本をはじめとする、あらゆる図書資料や調べ学習用資料の貸出を行い、子どもの豊かな読書環境を整備することが必要です。

また、学校と連携・協力し、おはなし会・展示・図書館見学、推薦本の募集やセミナーの開催等、子どもや中高生対象の読書推進行事を実施することで、子どもに本の楽しさを知ってもらい、読書に対する興味・関心が高まるよう努めることが望まれます。

（２）学校・家庭・地域と連携した取組の促進

県は、学校・家庭・地域と連携した子どもの読書活動推進の先進的事例等の情報を収集し、教職員・保護者・読書ボランティアに対し、その事例を紹介することで、子どもの読書活動の意義を理解してもらい、学校と家庭・地域との連携・協力をさらに推進していく必要があります。

（３）学校図書館間の連携・協力・ネットワーク化

切れ目のない体系的・継続的な取組が実施される環境を整備するためには、学校図書館間の連携・協力・ネットワーク化が重要です。県内の学校図書館間で図書を相互貸出、共有することによって横の連携を図ったり、読書活動についての情報共有や連携・協力した読書活動の取組を実施したり、学校種間の接続を意識した連携を図ったりすることも重要です。

さらに、図書整備については、学校図書館の所蔵情報をデータベース化し、インターネット等で検索できるようにすることが望まれます。

※33 国立国会図書館国際子ども図書館／平成12年(2000年)に国立国会図書館の支部図書館として設立された、我が国初の国立の児童書専門図書館。

(4) 大学図書館等との連携・協力

大学図書館や専門図書館でも、地域開放等による地域サービスを行っていますが、今後更に県内の図書館と大学図書館や専門図書館との連携・協力の推進が望まれます。

《福岡県の取組》

- ・福岡県学校図書館協議会との連携・協力を図り、学校図書館とその地域の図書館の連携・協力事例の情報収集と提供に努めます。
- ・新たな情報支援サービスに係る調査研究や情報提供に努めます。
- ・学校等における子どもの読書活動の支援のほか、教育活動に関する情報提供に努めます。
- ・県立図書館では、県内の大学図書館・専門図書館と連携して、資料の相互貸借等による一般県民への資料提供に努めます。
- ・大学図書館や専門図書館の福岡県図書館情報ネットワークへの参加拡大に取り組みます。

第4章 子どもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及

1 総合的な子どもの読書活動の推進

「福岡県子ども読書推進計画」の進捗管理のため、県内の各市町村や民間団体等の取組状況の把握をする必要があります。このため、県内の各市町村や関係機関、民間団体等で組織する連絡会議を通して、情報の共有を図っていく必要があります。

《福岡県の取組》

- ・関係機関・団体で構成する福岡県子どもの読書推進連絡会議を設置し、情報を共有します。
- ・毎年度「福岡県子ども読書推進計画」の進捗を管理し、県内の状況を把握しながら子どもの読書活動の推進に努めます。

2 啓発広報の推進

家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動を推進するには、様々な場や機会を活用して理解・啓発を図る必要があります。

また、これらの情報が効果的に住民に届くよう、関係団体が協力し、メディア等を通じて広報に努めることが必要です。

この啓発広報の取組は、家庭・地域・学校が連携・協力して実施することによって、一層効果的となります。また、書店商業組合との協力による各書店における啓発の促進も期待できます。これらの取組を通じて、さらに連携・協力体制の充実が図られます。

したがって、これら関係機関・団体が連携・協力できる組織が設置され、総合的に啓発広報を進めることが求められます。

(1) 「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」を中心とした事業の実施

4月23日の「子ども読書の日」は、国民の間に、広く子どもの読書活動についての関

心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって設けられたものです。

また、この日から5月12日までを「こどもの読書週間」（主催：公益社団法人読書推進運動協議会）とし、県内各地で制定の趣旨にふさわしい事業が実施されることにより、さらに効果を高めることが期待されます。

（2）ホームページやSNSを活用した啓発広報の推進

ホームページやSNSを活用することで、子どもの読書推進に関する様々な情報を提供し、広く県民に子どもの読書活動の意義をアピールし、その大切さについて社会的理解を求めることが必要です。

（3）あらゆる機会を通じた啓発広報の推進

子育てに関する講座等の機会を活用して、子どもの読書活動の意義・重要性について、広く啓発広報することが必要です。

学校においては、保護者説明会、家庭へ配布する学校図書館だより、学校通信等を活用して、子どもの読書活動の意義や親子読書の促進について啓発に努めることが必要です。

《福岡県の取組》

- ・「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」についての普及・啓発を図るとともに、これらを中心とした関連行事の把握と情報提供に努めます。
- ・ホームページ「ふくおか子育てパーク」を活用し、子育てにおける読書の必要性、読書に関するイベント等について周知し、読書に関する情報の提供に努めます。
- ・県立図書館ホームページ（「福岡県立図書館子ども図書館ホームページ」「青少年コーナー」等）やSNSを活用して、子どもや青少年の読書に関する様々な情報の提供に努めます。
- ・社会教育主事等による市町村支援、家庭教育支援等の機会等を活用して、子どもの読書活動の充実に努めます。
- ・県内の子どもの読書推進のため広く啓発を図るためのポスター、リーフレット等の掲示や配布等による広報に努めます。

3 優れた取組の奨励

（1）優れた取組等を行っている機関・団体・個人の表彰

優れた取組等を行っている機関・団体・個人の功績を広く周知し、県内の読書活動をより活性化させていくために、子どもの読書推進活動に対して実施される様々な表彰について、周知・活用を働きかけていく必要があります。

（2）市町村における表彰

市町村においては、各自治体の実情等に即し、優れた読書推進活動を奨励するため、顕彰制度等の設立が望まれます。

《福岡県の取組》

- ・子どもの読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）への文部科学大臣表彰について、周知を図り、優れた取組の紹介に努めます。
- ・公益社団法人読書推進運動協議会の全国優良読書グループ表彰、県教育委員会の教育文化表彰や福岡県学校図書館協議会の学校図書館コンクール等を活用し、県内の優れた取組の奨励を図ります。

4 優良図書の普及

(1) 優良図書の家庭・地域への周知・普及

県内の図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等へ、社会保障審議会児童福祉文化財推薦一覧（優良図書リスト）の配布を行うほか、県立図書館において推薦図書のリストを県立図書館ホームページに掲載するなど優良図書の普及に努めていく必要があります。

(2) 書店商業組合等との連携・協力による優良図書の周知・紹介

現在、書店商業組合等を通して、県内の書店で子ども向け図書コーナーの設置や店頭における本の読み聞かせ等が行われています。今後も、書店商業組合と連携・協力しながら、子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。

《福岡県の取組》

- ・関係機関への優良図書リストの配布や県立図書館ホームページ等を活用して、優良図書の普及に努めるとともに、書店商業組合と連携・協力をしながら、子どもの読書活動の推進を図ります。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての

計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。